

## 平成22年度雇用均等室における法施行状況

### 上半期(4～9月)(速報値)

#### 1. 相談

##### ○ 男女雇用機会均等法

- ・労働者からの相談が全体の5割超を占め、相談内容は、セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く(4,159件)、次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの(957件)や母性健康管理に関するもの(534件)。

##### ○ 育児・介護休業法

- ・本年6月30日から施行された改正育児・介護休業法の内容等に関する相談が多く(育児休業に関する相談18,438件、所定労働時間の短縮措置等に関する相談13,171件、子の看護休暇に関する相談7,081件)、事業主からの相談が相談全体の約8割を占める。
- ・相談件数は平成21年度の件数を既に上回っている。
- ・育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに関する労働者(男女)からの相談は近年増加傾向にあり(平成19年度882件、平成20年度1,262件、平成21年度1,657件)、平成22年度上半期は772件。

##### ○ パートタイム労働法

- ・通常の労働者への転換に関するものが最も多く(453件)、次いで労働条件の文書交付に関するもの(388件)、待遇に係る説明に関するもの(198件)。
- ・個別相談会の開催等により短時間労働者からの相談件数は、平成21年度の件数と同程度。

件

	合計	労働者 (パートタイム労働法は 短時間労働者)	事業主	その他
男女雇用機会均等法	12,108 (23,301)	6,447 (13,016)	3,163 (5,611)	2,498 (4,674)
育児・介護休業法	94,178 (73,509)	5,269 (9,311)	76,398 (49,667)	12,511 (14,531)
パートタイム労働法	2,996 (5,222)	1,122 (1,270)	1,236 (2,978)	638 (974)
合計	109,282 (102,032)	12,838 (23,597)	80,797 (58,256)	15,647 (20,179)

注:( )内の数字は平成21年度

## 2. 是正指導

### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（3,472件）、次いで、母性健康管理に関するもの（1,727件）。

### ○ 育児・介護休業法

- ・育児休業に関するものが最も多く（1,014件）、次いで子の看護休暇に関するもの（990件）。

### ○ パートタイム労働法

- ・通常の労働者への転換に関するものが最も多く（3,484件）、次いで労働条件の文書交付に関するもの（2,793件）。

件

男女雇用機会均等法	5,421 (13,300)
育児・介護休業法	7,698 (26,941)
パートタイム労働法	12,161 (25,928)
合計	25,280 (66,169)

注：（ ）内の数字は平成 21 年度

### 3. 紛争解決の援助

#### ①都道府県労働局長による援助（申立受理件数）

##### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（165件）、次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの（130件）。

##### ○ 育児・介護休業法

- ・法改正により、平成21年9月30日から制度が開始された。
- ・育児休業に係る不利益取扱いに関するものが最も多く（70件）、約6割を占めている。平成22年度上半期は平成21年度のペースを上回っている。

##### ○ パートタイム労働法

- ・労働条件の文書交付に関するものが1件、差別的取扱いの禁止に関するものが1件、待遇に係る説明に関するものが2件。

件

男女雇用機会均等法	325 (599)
育児・介護休業法	121 (107)
パートタイム労働法	4 (3)
合計	450 (709)

注：( )内の数字は平成21年度

#### ②調停（申請受理件数）

##### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（31件）、次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの（9件）。

##### ○ 育児・介護休業法

- ・法改正により、平成22年4月1日から制度が開始された。
- ・育児休業に係る不利益取扱いに関するものが6件。

件

男女雇用機会均等法	41 (71)
育児・介護休業法	10 (-)
パートタイム労働法	0 (0)
合計	51 (71)

注：( )内の数字は平成21年度

#### 4. 次世代法に基づく届出・認定状況

301人以上企業での届出率は9割を超えるが、平成23年4月1日から策定・届出等が義務化される101人以上300人以下企業では1割にとどまっている。

##### ①一般事業主行動計画届出状況

	届出企業数	届出率
301人以上企業	12,681 (13,156)	91.4% (94.7%)
101人以上300人以下企業	3,901 (3,265)	10.9% (8.9%)
100人以下企業	21,858 (20,013)	
合計	38,440 (36,434)	

注1: 上半期の合計ではなく、22年9月末時点の数値

注2: ( )内の数字は平成21年度

##### ②認定状況

	社
301人以上企業	836 (729)
101人以上300人以下企業	99 (82)
100人以下企業	44 (34)
合計	979 (845)

注1: 上半期の合計ではなく、22年9月末時点の数値

注2: ( )内の数字は平成21年度